

# 訴 状

2016（平成28）年4月18日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 渡辺 博  
同 弁護士 上石純輝

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金9260万8900円

貼用印紙額 金29万9000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告世界平和統一家庭連合は、原告に対し、金9260万8900円（但し金6579万1000円の限度で被告Y<sub>1</sub>と、金121万円の限度で被告Y<sub>2</sub>とそれぞれ連帶して）及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 被告Y<sub>1</sub>は、原告に対し、被告世界平和統一家庭連合と連帶して、金6579万1000円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

- 3 被告Y2は、原告に対し、被告世界平和統一家庭連合と連帶して、金121万円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする
- 5 仮執行宣言  
との判決を求める。

## 請　求　の　原　因

### 第1 当事者

#### 1 原告

原告は、1943（昭和18）年2月27日生まれ、現在73歳の埼玉県秩父郡在住の女性である。

原告は、昭和44年3月5日、○○○○と婚姻し、1973（昭和48）年11月5日に長男○○を、1975（昭和50）年6月17日に長女○○をもうけた。

原告は、後記第2、2項記載のとおり、1993（平成5）年ころに被告世界平和統一家庭連合による正体を隠した違法な勧誘を受け、被告世界平和統一家庭連合に入信させられて以降、献金等の名目で金員を収奪され続けてきた、靈感商法の被害者である。

#### 2 被告統一協会について

（1）被告世界平和統一家庭連合（平成27年8月26日に世界基督教統一神靈協会から名称変更。本件にかかる時点では名称変更前であったため、以下単に「統一協会」または「被告統一協会」という）は、韓国国籍の訴外文鮮明を創始者でありかつ救世主（メシア）であるとし、「原理講論」を経典とする宗教団体であり、日本国内においては、1964（昭和39）年に設立

登記された宗教法人である。被告統一協会は、いわゆる靈感商法による違法な資金集めや、伝道目的を一切秘してビデオセンターに誘い込んで行う詐欺的伝道、および、いわゆる合同結婚式など、さまざまな社会問題を起こしてきた。

被告統一協会は、別紙「統一協会の責任を認めた判決の概要」のとおり、多数の訴訟を通じ、資金獲得活動、伝道活動という宗教法人としての活動の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘活動という被告統一協会の宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁判所において違法性を認められた前例のない希有な宗教法人である。

#### (2) 違法な資金獲得活動の組織的遂行

統一協会は、その精神的支配下に入った信者を利用して靈感商法を初めとする数々の違法な資金獲得活動を組織的に行ってきただ。その被害は現在でも続いている。弁護士による靈感商法被害の救済と根絶のための活動は、1987（昭和62）年2月に始められ、同年5月には全国の弁護士約300名によって、弁護士の連絡会である全国靈感商法対策弁護士連絡会が結成されたが、1987年2月以降全国の弁護士等への被害相談は、2006（平成18）年12月までの約20年間に計2万7787件、被害合計は983億円余にのぼっている。

#### (3) 被告統一協会の組織

被告統一協会は、その組織的かつ違法な資金獲得活動を維持発展させるために、無償の労働力として働く信者を獲得・伝道するための地域組織や、伝道された信者を無償の労働力として利用して、靈感商法によって物品販売活動を行わせる会社組織（被告統一協会では「店舗」ないし「販社」と呼ばれている。）を持っている。例えば、「販社」である株式会社萬生、株式会社フォーチュン、株式会社C H I 等が、被告統一協会の活動の装置として利用されている。

被告統一協会は、本件不法行為当時、全国をいくつかの教区に分けてそれぞれの教区に教区本部を置き、各教区（教区の名称や地区割りは時期によって度々変わる）内をいくつかの教域に分けて、それぞれの教域に本部を置く。そして、さらにその教域組織の下に表向きの被告の教会を置くとともに、ビデオセンターを入口とする伝道および教育の担当部門と、靈感商法等による資金集めを中心として担当する「店舗」並びに「婦人部」を置き、家庭から出て一般企業での仕事を持たない独身の信者（これを「献身者」という）を「ホーム」と称する施設に共同生活させて管理し、信者の獲得（伝道）および靈感商法等による資金獲得活動に従事させ、被害者を作り出し続けていた。

### 3 信者被告

被告Y<sub>1</sub>（以下「被告Y<sub>1</sub>」という。）及び被告Y<sub>2</sub>（以下「被告Y<sub>2</sub>」という。）は、いずれも被告統一協会の信者として、被告統一協会による違法な資金獲得活動に従事していた者である。

## 第2 被告らによる不法行為

### 1 はじめに

原告は、被告統一協会信者による、正体を隠した違法な伝道を受けた後、被告統一協会が全国的組織的に行っている靈感商法等の被害を受け続けた。その被害総額は8000万円以上に上る。

以下、被害の詳細について述べる。

### 2 被害内容

#### （1）正体を隠した勧誘

1993（平成5）年ころ、統一協会信者であるA（婚姻前の旧姓は〇〇。以下「A」という。）は、原告宅を突然訪問し、1人で在宅していた原告に対し、自身が統一協会の信者であること、自身の活動が統一協会の信者獲得及び統一協会の資金集めのためのものであることを秘して、「北海道産のと

ても有名な珍味です。」などと称して珍味を売りつけると共に、原告の様々な身の上話を聞き取った。

Aは、原告との会話において、原告の兄が若くして自殺したことを聞きつけ、原告の兄が恨みをもって亡くなり、暗い地獄で苦しんで助けを求めていること、原告が先祖供養を行って、原告の兄ら地獄で苦しんでいる先祖を救い出す使命があること、これを果たさなければ、先祖の因縁の働きで、原告の夫や息子、娘、将来生まれてくる子孫らにどんな災厄が降りかかるかわからぬことなどと告げて原告を欺罔、脅迫し、先祖の悪い因縁から△△家を守るお守りとして必要だとして、後日統一協会の念珠を購入させた。

これ以降、原告は、正体を知らされないままに統一協会の教義の教え込みを受け、以下の損害を受けた。

#### (2) 印鑑セット購入代金名下の8万円の損害

1995（平成7）年ころ、A及び統一教会信者であるBは原告に対し、先祖の悪い因縁から守るために印鑑が必要であると欺罔、脅迫し、統一協会のラピスラズリ製の印鑑購入代金名下に8万円を交付させた。

#### (3) 弥勒像（大・小）代金名下の120万円の損害

1996（平成8）年ころ、Aらは、原告に対し、先祖供養の仕方を勉強し、家系の勉強をすることが必要であるなどと欺罔して、原告を都内の施設に誘い出した上、統一教会信者であり、先生役であるC（以下「C」という。）を紹介した。Cは、原告に対し、「あなたの先祖は武士で、過去に人を殺めたことがあって、多くの人の恨みを買っており、これが殺傷因縁となっています。また、三代前の先祖に秩父事件に参加して多くの人を殺めた者がいて、そのことも殺傷因縁になっています。殺傷因縁により、あなたやあなたの家族、あなたの子孫は、頭や首に怪我を負い、病に罹ることになります。」、「あなたの祖母の妹が不倫をして身ごもったまま死亡しており、これが△△家の色情因縁となっています。色情因縁により△△家は長男が立たない、

絶家の家系となっています。このままでは△△家は途絶えてしまいます。」、「△△家には、土地等の多くの資産があり、これらはたくさんの人の手を渡ってきたもので、多くの人の恨みが積もっています。これが財の因縁となっています。がんは漢字ではやまいだれに品物の山と書きます。財の因縁を祓わなければあなたやあなたの家族、あなたの子孫が将来がんで亡くなることになります。」などと欺罔、脅迫を続けた。

Cらは、これにより畏怖、誤信した原告に対し、△△家を悪い因縁から守るために大小の弥勒像を△△家に入れる必要があるなどとして、弥勒像の代金名下に合計120万円を交付させた。

この後、Aらは、原告に対し、自らの団体が統一協会であることを明かした。

#### (4) イヤリングの代金名下の14万円の損害

1996（平成8）年ころ、A及び被告Y<sub>1</sub>は、知り合いがやっている宝石の展示会で、よい宝石を安く購入できるなどと欺罔し、原告を、大宮ソニックスシティで開催されていた統一協会の宝石展示会に誘い出し、「これは天の物で、授かると良い運勢になります。」などと欺罔、脅迫し、イヤリングの代金名下に14万円を交付させた。

#### (5) 清平渡航費名下の40万円の損害

1997（平成9）年、被告Y<sub>1</sub>は、原告に対し、「韓国の聖地である清平に行き、家系のメシアとして△△家、自分の実家である△△家、夫の父の実家である▲▲家の先祖因縁を祓いに行かなければいけません。清平で大母様の役事を受けることにより、△△家の殺傷因縁、色情因縁、財の因縁を祓うことができます。」などと欺罔、脅迫し、その渡航代金名下に5万円を交付させた。

以後同様に、原告は、1999（平成11）年8月、2000（平成12）年2月、同年5月、同年10月、2007（平成19）年2月、2009

(平成21)年8月、2010(平成22)年10月の7回、渡航代金名下に各5万円、計35万円を交付させられた。

(6) 高麗人参濃縮茶代金名下の30万2400円の損害

1997(平成9)年8月ころ、Bは、原告に対し、埼玉県熊谷市日見町1-127-4所在の有限会社エバーライフ熊谷に誘い込み、「これを飲めば汚れた血統をきれいにすることができます。」、「健康のために良いばかりか、どんな病等でも治ります。」、「家族に内緒でみそ汁などに入れて飲ませれば良いです。」などと欺罔し、高麗人参濃縮茶代金名下に30万2400円を交付させた。

(7) 精誠献金名下の160万円の損害

1998(平成10)年12月、被告Y1は、原告に対し、先祖因縁を祓い、暗い地獄で苦しんで助けを求めている先祖を救い出すために精誠献金をすることが必要であると欺罔、脅迫し、精誠献金名下に160万円を統一協会に交付させた。

(8) 祝福献金名下の140万円の損害

被告Y1は、1998(平成10)年12月、原告に対し、汚れた原罪をぬぐい、血統転換をしなければ、△△家の悪い因縁を祓い、△△家の先祖を暗い地獄から助け出すことができない、夫には内緒で写真だけを持って参加すれば良いなどと欺罔、脅迫して、統一協会熊谷教会での祝福式に参加させ、祝福献金名下に140万円を交付させた。

(9) 聖本代金名下の3000万円の損害

1999(平成11)年9月、被告Y1、統一協会信者D、同信者E、及び同信者であり、当時の統一協会熊谷教会の教会长であったFらは、原告に対し、「このままでは日本が沈没してしまいます。あなたは世界貢献をして日本を救い出す使命があります。そうしなければ△△家は絶家となってしまいます。世界貢献を果たすために文鮮明先生の聖本を3000万円で購入し

て△△家に入れる必要があります。」などと欺罔、脅迫を続けた。

被告Y<sub>1</sub>らは、「もうお金はありません。」と答えた原告に対し、当時原告の口座に残っていた330万円を上記聖本代金3000万円の内金として献金させた。

被告Y<sub>1</sub>は、原告の夫名義の埼玉りそな銀行○○支店の口座に、道路拡張のために自宅の敷地の一部を売却した代金約1000万円が入金され、また、2000（平成12）年4月、夫の退職金等が約1700万円入金されたことを知り、原告に対し、これらを聖本代金の残金として献金するよう指示した。原告は、被告Y<sub>1</sub>に対し、これら夫の預金は、自宅の建替資金であって、無断で勝手におろすことはできません、と答えたが、被告Y<sub>1</sub>は、夫の預金を無断でおろしても、夫のために良いことをしているのだから問題ないなどと述べ、これら夫の預金を1999（平成11）年10月7日100万円、同年同月12日500万円、同年同月同日340万円、2000（平成12）年4月25日30万円、同年5月8日1700万円と順次出金させ、これらを聖本代金残金名下に統一協会に交付させた。

なお、上記支払の際、被告Y<sub>1</sub>は、埼玉りそな銀行○○支店において原告の夫の口座からお金を引き下ろす原告に付き添い、無断で夫の口座からお金を下ろすことから手が震えて払戻請求書に字が書けない原告に対し、「手を持ってあげるから、書きなさい。」と命令し、歩けなくなった原告の背中を強く押して払戻窓口に押しやった。その後、埼玉りそな銀行○○支店の部屋で現金が用意されると、夫のこんな大金を下ろしてはだめだと抵抗した原告に対し、被告Y<sub>1</sub>は、用意した大きな風呂敷を広げて現金を包み、これを持って原告を促しながら同支店を出て行った。

#### (10) 家系図代金名下の203万7000円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、1997（平成9）年10月頃、原告に対し、原告の実家である■■家の悪い因縁を祓って、先祖供養をするためには■■家の家系図を

作る必要があるなどと欺罔、脅迫し、■■家の家系図代金名下に合計101万8500円を統一協会に交付させ、同様に、被告Y<sub>1</sub>は、1999（平成11）年11月、原告に対し、△△家の悪い因縁を祓つて、先祖供養をするためには△△家の家系図を作る必要があるなどと欺罔、脅迫し、△△家の家系図代金名下に合計101万8500円を統一協会に交付させた。

（11）栄進追悼21勝利献金名下の210万円の損害

1999（平成11）年12月13日、熊谷教會長であったFは、原告に対し、文鮮明の息子文栄進が自殺したことを奇貨として「大変なことが起きました。真のお父様の息子さんである栄進さんが、事故で亡くなってしまいました。世界摂理を果たすために、あなたをサタンから守るために、若くして亡くなられたのです。今、天から210の摂理がおりてきています。」などと欺罔、脅迫し、栄進追悼21勝利献金名下に210万円を統一協会に交付させた。

（12）先祖解怨献金、先祖祝福献金名下の320万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、1999（平成11）年1月に原告の祖父が死亡し、100万円以上の相続財産を原告が受領したのを知るや、原告に対し、「今、あなたの先祖が暗い地獄で苦しんで助けを求めています。永遠に暗い地獄で責め苦を受けながらいることの苦しさをあなたはわかりますか。あなただけが先祖を暗い地獄から助けることができるのです。そのためには、清平で先祖解怨を行う必要があり、そのための献金が必要です。」、「先祖解怨に加えて、先祖を靈界で祝福させてあげないと先祖を救うことはできません。そのためには祝福献金が必要です。」などと欺罔、脅迫を続け、先祖解怨献金名下に1999（平成11）年8月29日に210万円、2000（平成12）年2月15日に82万円、同年5月27日に6万円、2010（平成22）年10月31日に12万円を、先祖祝福献金名下に同日10万円をそれぞれ統一協会に交付させた。

(13) 天運石代金名下の 250 万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2000（平成12）年、原告に対し「この天運石は悪霊をすべて吸い取ってくれるものです。これを△△家に入れれば、ご主人や息子さんをいろいろな災厄から守ってあげることができます。息子さんの鼻の具合が悪かったり、あなたが怒りやすかったり、すぐに体調を崩したりするのも悪霊のためです。出歩く際は、外の悪い因縁から身を守るためにミニ天運石が必要です。」などと欺罔、脅迫し、天運石代金名下に250万円を統一協会に交付させた。

(14) 総生畜献金名下の 200 万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2000（平成12）年、原告に対し、「日本を守るために、あなたの家族を守るために総生畜献金をしなければいけません。そうしないと日本が沈没してしまいます。あなたの手は働き者の手ですね。せっかくこれまで頑張ってきたのだから、家族、日本を不幸にさせるわけにはいかないでしょう。」などと欺罔、脅迫し、総生畜献金名下に200万円を統一協会に交付させた。

(15) 善靈堂代金名下の 180 万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2000（平成12）年、原告に対し、「△△家が天国で住むための家が必要です。これからは絶対善靈の働きでたくさんの人が天国で暮らすようになり、天国での家の確保が大変になります。今のうちに天国に家を用意しなければいけません。それが善靈堂です。善靈堂があれば、もう仏壇はいらなくなります。」などと欺罔、脅迫し、善靈堂の代金名下に180万円を統一協会に交付させた。

(16) 氏族メシア献金名下の 610 万円の損害

F及び被告Y<sub>1</sub>は、2001（平成13）年、原告に対し、「あなたは氏族メシアとして△△家を代表して摂理を果たさなければいけません。お金がなければ、あなたの自宅を担保にお金を借りて献金しなければいけません。

」と指示し、アイフル株式会社から、原告の自宅を担保に借入を行わせるなどして、同年から2005（平成17）年3月までの間、氏族メシア献金名下に計610万円を統一協会に交付させた。

（17）靈肉祝福名下の140万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2001（平成13）年3月、原告に対し、「おじいちゃんが亡くなつて、おばあちゃんが元気で生きていくためには、血統転換をすることが必要です。そのためには、おばあちゃんが亡くなつたおじいちゃんと靈肉祝福をすることが必要です。そうでないとおばあちゃんが病気になつてしまひますよ。」などと欺罔、脅迫し、靈肉祝福献金名下に140万円を統一協会に交付させた。

（18）絵画代金名下の330万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2001（平成13）年6月16日、原告に対し、「良い絵があるので、見るだけでいいので一緒に行きましょう。」と欺罔して、さいたま市内で開催されていた統一協会の絵画展示会に誘い込み、「この絵に描かれた鶴2羽のように、夫婦が仲良く暮らせるように、この絵を購入しなさい。」と指示し、鶴2羽を描いた絵画を株式会社萬生から購入させ、絵画の代金名下に90万円を統一協会に交付させた。

その他、同様にして、同じころ、二幅の絵画代金としてそれぞれ、170万円と70万円、合計330万円を統一協会に交付させた。

（19）月例献金名下の32万2000円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2002（平成14）年1月頃、原告に対し、「十一条は神から選ばれた子女たちの基本道理です。」「一数を捧げることにより残りの九数も捧げたという条件が立つので、残りの数よりも貴重なんですよ。」「一数を捧げるために、毎月献金しましょう。」などと欺罔、脅迫して、月例献金名下に、同年2月24日1万円、同年3月10日2万3000円、同年5月7日3万4000円、同月26日1万5000円及び、2008（平成

20) 年10月、11月、2009(平成21)年5月、9月、2010(平成22)年1月、6月、2011(平成23)年5月、7月、12月、2012(平成24)年3月、6月、2013(平成25)年3月にそれぞれ2万円ずつ、合計32万2000円を統一教会に交付させた。

(20) 侍義獻金名下の1万5000円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2002(平成14)年1月頃、原告に対し、「毎日神への感謝を捧げる代わりに、1か月に一度、神に感謝を捧げましょう。毎月侍義獻金をしてください。」などと欺罔、脅迫して、月例獻金名下に、同年2月25日、同年3月10日、同年5月26日に3000円ずつ、同年5月7日に6000円の合計1万5000円を統一教会に交付させた。

(21) 各種定例行事獻金名下の2万6000円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2002(平成14)年1月から5月頃まで、原告に対し、「真の神の日です。獻金を捧げましょう。」「真の父母様のご生誕日です。獻金を捧げましょう。」「真の父母の日です。獻金を捧げましょう。」「真の万物の日です。獻金を捧げましょう。」などと欺罔脅迫し、合計2万6000円を統一教会に交付させた。

(22) 妹のための獻金名下の40万円の損害

2002(平成14)年9月、当時、熊谷教會長だったGは、原告に対し原告の妹が難病である脊髄小脳変性症に罹患して危篤状態となっていることを知るや、「40万円を妹のために捧げなさい。捧げれば妹の命が助かります。」と欺罔、脅迫し、獻金名下に40万円を統一協会に交付させた。なお、妹はその翌月に死亡した。

(23) 再祝福獻金名下の27万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2003(平成15)年1月、原告に対し、母國の責任完遂のために再祝福を受けなければいけませんなどと執拗に指示し、再祝福獻金名下に27万円を統一協会に交付させた。

(24) 天聖経代金名下の430万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、2003（平成15）年7月ころ、原告に対し、「氏族のメシアとして勉強をして、氏族の苦しんでいる先祖を救わなければなりません。そのために天聖経が絶対に必要です。」などと欺罔、脅迫し、天聖経の代金名下に430万円統一協会に交付させた。

(25) 汝矣島（ヨイド）聖地摂理献金名下の140万円の損害

2004（平成16）年ころ、被告Y<sub>1</sub>は、原告に対し、「今、聖地である汝矣島（ヨイド）がサタンの手に奪われようとしています。あなたが原罪を清算することができていないからです。原罪を清算するためにヨイド聖地を救うための献金をしなければいけません。」などと欺罔、脅迫し、汝矣島（ヨイド）聖地摂理献金名下に140万円を統一協会に交付させた。

(26) 高麗人参濃縮茶及び還元水代金名下の184万3500円の損害

2004年（平成16）年4月29日、Bは、原告に対し、前記第6項と同様に、高麗人参濃縮茶及びミネリア（還元水）代金名下に184万3500円を統一協会に交付させた。

(27) ネックレス代金名下の53万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、原告が職場を退職して退職金が手元にあることを知り、2004（平成16）年8月15日、原告に対し「見るだけだから。」と述べ、大宮ソニックスティで開催されていた統一協会の展示会に誘い出し、「ふくろうは福が来るのよ。これを持てば守られる。福がここまで来ているのだから放さない方が良い。」などと欺罔、脅迫し、ネックレス代金名下に53万円を交付させた。

(28) 家庭公臣献金名下の210万円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、原告に対し、2006（平成18）年ころ、母国の責任完遂、ひいては原告の家族を守るために献金をしなければならないと繰り返し欺罔、脅迫し、家庭公臣献金名下に210万円を統一協会に交付させた。

(29) 天聖経、天福函代金名下の910万円の損害

統一協会熊谷教会の婦人部長であったHらは、原告に対し、「天聖経を1冊持っている人は2冊、2冊持っている人は3冊と持つことが食口（シック）としての勤めですよ。氏族、日本を守るために選ばれたあなたが頑張らないと日本は滅んでしまいます。」などと欺罔、脅迫し、2010（平成22）年から2011（平成23）年にかけて、二冊目の天聖経の代金名下に430万円を、2011（平成23）年から2012（平成24）年にかけて、三冊目の天聖経を含む八大教本（天福函）の代金名下に480万円を統一協会に交付させた。

(30) 献金名下の88万円の損害

被告Y<sub>1</sub>らは、原告に対し、2010（平成22）年ころ、日本を守るため、自分の家族を守るために献金しなければならないと繰り返し欺罔、脅迫し、献金名下で88万円を統一協会に交付させた。

(31) 真の家庭運動推進協議会入会金、月会費、冊子代名下の7万1000円の損害

被告Y<sub>1</sub>は、原告に対し、2011（平成23）年6月頃、「真の父母様や統一教会の活動を知るため、統一教会関係冊子を定期購読したほうがいい。」「特典も付いてる。」などと欺罔、脅迫して、原告を真の家庭運動推進協議会に入会させ、入会金、月会費、冊子代名下に、2011（平成23）年6月は4500円、同年7月から2013（平成25）年1月まで月額3500円、合計7万1000円を統一協会に交付させた。

(32) 圓母平愛献金名下の120万円の損害

統一協会熊谷教会の教會長であった被告Y<sub>2</sub>は、2011（平成23）年9月8日、原告に対し、原告が貢献しなければ、日本が沈没してしまいます。そうなれば、原告のこれまでの努力は水の泡となってしまう。それで良いのですね。」などと欺罔、脅迫し、圓母平愛献金名下で120万円を統一協会

に交付させた。

(33) 献金名下の6万円の損害

統一協会熊谷教会の信者であるIは、2011（平成23）年ころ、原告に対し、母国の責任完遂、ひいては原告の家族のために少なくともよいから献金をしなければならない、秩父地区で合計30万円を献金しなければならない使命があります、私があなたの分を先に出しておいたなどと欺罔、脅迫し、献金名下に6万円を統一協会に交付させた。

(34) 献金名下の7万円の損害

Iらは、原告に対し、2012（平成24）年頃、前項と同様に原告を欺罔、脅迫し、献金名下で7万円を統一協会に交付させた。

(35) 高麗人参濃縮茶代金名下の4万2000円の損害

2012年（平成24）年12月23日、Bは、原告に対し、前記第6項と同様に、高麗人参濃縮茶代金名下に4万2000円を統一協会に交付させた。

(36) 特別解怨献金名下の1万円の損害

被告Y2は、原告に対し、2013（平成25）年6月ころ、原告の兄が自殺をして寂しい思いをしているから、供養をしなければならない、そのため特別解怨献金をしなければならないなどと欺罔、脅迫し、特別解怨献金名下に1万円を統一協会に交付させた。

(37) 小括

以上の通り、原告は、上記（2）ないし（36）記載の合計8219万8900円の損害を被った（別紙損害一覧表参照。）。

### 第3 被告らの責任原因

#### 1 被告統一協会及びその信者らによる不法行為

被告統一協会の信者らによる原告の資産収奪行為は、当初から原告の全ての

資産を収奪することを目的としてなされ、正体を隠して誘い込んだ上で勧誘し、その後も先祖因縁の恐怖等をことさらに煽って金員の拠出を要求するという態様で行われ、結果として8000万円以上にものぼる経済的損害を原告に与えたものである。被告統一協会の信者らのかかる行為は、その目的、手段、結果のいずれの観点から考察しても、宗教活動として許容される範囲をはるかに逸脱したものとして、不法行為に該当する。

## 2 被告統一協会の責任

被告統一協会の信者らが行った、原告の資産収奪行為は、いずれも被告統一協会がその組織的活動の一環としてその信者らに行わせているものであり、民法709条に基づき被告統一協会の組織としての不法行為責任により損害賠償義務を負う。

また、被告統一協会とその信者らとの間には実質的な指揮監督の関係が存在し、上記の信者らの資産収奪行為は実質的に上記の事業の執行につき行われたものであるから、民法715条により、被告統一協会は、上記の信者らの違法行為について使用者責任を負うものである。

## 3 被告Y<sub>1</sub>の責任

被告Y<sub>1</sub>は、原告の上記第2、2項(4)、(5)、(7)ないし(10)、(12)ないし(21)、(23)ないし(25)、(27)、(28)、(30)、(31)の損害について、直接当事者として不法行為を担当したものであり、その損害について責任を負う。

## 4 被告Y<sub>2</sub>の責任

被告Y<sub>2</sub>は、原告の上記第2、2項(32)、(36)の損害について、直接当事者として不法行為を担当したものであり、その損害について責任を負う。

## 第4 交渉の経緯

### 1 被告Y<sub>2</sub>らによる原告自宅来訪、暴言

原告は、2012（平成24）年末頃から、被告Y<sub>2</sub>に対し、自宅建替資金であった原告の夫の口座に保管されていた多額のお金を、原告の夫に無断で引き出して、統一協会に交付させられたことに関して、その返金を求めていた。

これに対し、被告Y<sub>2</sub>は、上記要求を放置することで、統一協会の原告に対する一連の悪行が公になることを恐れ、2013（平成25）年1月下旬、原告の自宅を訪問し、原告、原告の夫、原告の長男及び長女に対し、原告の長男名義で金融機関から借入れを行い、自宅を建て替えてください、金融機関への返済は熊谷教会で責任を持ちますと述べた。しかし、原告は、この提案を断った。なお、被告Y<sub>2</sub>は、同年1月下旬の原告の自宅訪問以前に、原告の自宅を初めて訪問した際、原告に対し、「こんなぼろ家だと思わなかった。たくさん献金していたから、もっと良い家に住んでいると思った。」との暴言を吐いたことがあった。

更に、被告Y<sub>2</sub>は、I、統一協会大宮教会埼玉教区広報のJ（以下「J」という。）とともに、同年2月28日、原告の自宅を訪問し、原告、原告の夫及び原告の長女に対し、「お母さんもお金をたくさん遣ってしまって大変なので、お家を建ててあげたい。今日は、お父さんがとってもお怒りのようだから、日を改めできます。」と述べた。

同年8月27日、被告Y<sub>2</sub>の指示を受けたJは、原告の自宅を訪問し、原告、原告の夫及び原告の長男に対し、「私がXさんと統一協会の間に入って、中立の立場でこの問題を処理したいと思います。」と述べたが、このときも、原告は、Jに対し、献金に関し現金での返還を求めた。これに対し、Jは、持ち帰って検討してきますと述べた。

同年9月8日、被告Y<sub>2</sub>の指示を受けたJは、原告の自宅をみたび訪問し、原告、原告の夫、原告の長男及び長女に対し、「信徒会で話し合った結果、感謝状も書いているし、聖本も授かっているので、献金全額を返還することはできません。毎月7万円ずつ、合計500万円をお返ししたい。聖本を返してい

ただけるのであれば、もう少しお返しすることができます。」などと述べ、1998（平成10）年2月から2012（平成24）年までの原告の献金及び物販代金の集計について、統一協会熊谷教会が作成した表を原告方に交付した。原告は、このJからの提案も断ったものである。

## 2 通知書送付以降

原告は、2014（平成26）年12月30日、代理人を通して、被告方に對し、これまでの原告の献金等につき、全額の返済を求める書面を送付した。

これに対し、2015（平成27）年1月14日、被告Y1から今後は被告Y1が担当する旨の回答書が送付されてきた。原告は、同月16日付で、同年2月15日までに回答するよう被告Y1に求めたが、同日を経過しても被告Y1から連絡は一切無かった。同年3月20日、同月27日頃、原告代理人が被告Y1に回答を催促したところ、ようやく、同人から2015（平成27）年4月3日付回答書が送付されてきた。しかし、その内容は、被告らの不法行為を全く否定し、献金総額は4158万円しかなく、その6割の2494万8000円を60回分割支払いでの和解を希望との内容であった。

原告は、同年7月1日付再通知書を被告方に送付し、被告Y1の回答書に応じることはできないこと、改めて献金総額全額を支払うことを要求した。

被告Y1は、同年9月20日付回答書にて、相変わらず不法行為は否定しつつ、2600万円の65回分割支払いでの和解を提案してきた。

原告がこれに応じることができない旨、及び被告らが認める献金総額全額の支払いでの和解に応じる旨、同年10月6日付書面で伝えたところ、被告Y1は、2700万円の68回分割支払いでの和解を提案してきた。

原告がこれにも応じることができないと回答したところ、被告Y1は、同年12月23日付回答書で、いきなり、被告方にに対する返金請求は原告の意思であること、原告に正常な判断能力があることにつき重大な疑義を持っているなどという主張を始めた。

原告は、このような被告らの非常に遅い対応、さらには自らの意思や判断能力を疑われるという全く配慮のない主張に対し、憤り、深く傷ついている。

#### 第5 原告の損害（別紙損害一覧表参照）

1 財産上の損害 金8219万8900円

このうち、被告Y<sub>1</sub>の行為による損害は6579万1000円、被告Y<sub>2</sub>による損害は121万円である。

2 慰謝料 金200万円

原告は、被告らの正体を隠した違法な伝道活動の結果、20年以上もの長期間被告統一協会の信者とされ、多額の資産を収奪され続けたが、かかる被告らの不法行為によって、原告は、単に財産的損害を被ったのみならず、重大な精神的損害を被った。かかる精神的損害は、財産的な損害が返還されることのみによっては回復できないものである。また、上述した返金要求に対する被告らの不誠実極まりない対応により、原告は一層強く精神的苦痛を受けた。

上記の精神的損害を金銭に換算すると、少なくとも、金200万円を下らない。

3 弁護士費用 金841万円

4 合計 金9260万8900円

#### 第6 結論

よって、原告は、被告統一協会、被告Y<sub>1</sub>及び被告Y<sub>2</sub>に対し、民法709条ないし715条に基づく損害賠償請求として、請求の趣旨記載の金額及びこれに対する不法行為の日の後である訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 証 拠 資 料

追って提出する。

## 添 付 資 料

1	訴状副本	3通
2	資格証明書	1通
3	訴訟委任状	1通

## 当事者目録

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県（略）

原 告 X  
〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目15番12号  
西新橋JKビル6階  
田村町総合法律事務所（送達場所）  
上記訴訟代理人弁護士 渡辺 博  
同 弁護士 上石 純 輝  
電話 03-3431-4488  
FAX 03-3431-4481

〒150-0046 東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

被 告 世界平和統一家庭連合  
上記代表者代表役員 徳野英治

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県（略）

被 告 Y<sub>1</sub>  
〒150-0046 東京都渋谷区松濤一丁目1番2号  
世界平和統一家庭連合内  
被 告 Y<sub>2</sub>

統一協会の責任を認めた判決の概要

(2011年2月17日時点)

1 福岡地方裁判所平成6年5月27日判決（判例時報1526号121頁、判例タイムズ880号247頁）

福岡高等裁判所平成8年2月19日判決

最高裁判所平成9年9月18日判決

（献金勧誘行為の違法性）

2人の未亡人に対する献金勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計3760万円を認容。

2 東京地方裁判所平成9年10月24日判決（判例時報1638号107頁）

東京高等裁判所平成10年9月22日判決（判例時報1704号77頁）

最高裁判所平成11年3月11日判決

（献金勧誘行為の違法性）

婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。2540万円を認容。

3 奈良地方裁判所平成9年4月16日判決（判例時報1648号108頁）

大阪高等裁判所平成11年6月29日判決（判例タイムズ1029号250頁）

最高裁判所平成12年1月21日決定

（献金勧誘行為の違法性）

2人の婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計820万円を認容。（奈良地裁は、統一協会の組織化された献金勧誘システム自体が違法であるとしている。）

4 高松地方裁判所平成8年12月3日判決

(献金勧誘行為の違法性)

前3件同様の事例で高齢の未亡人に対する統一協会の使用者責任を認めた。

715万円を認容。高松高裁で被害が回復される形での和解成立。

5 仙台地方裁判所平成11年3月23日判決

仙台高等裁判所平成13年1月16日判決

最高裁判所平成13年6月8日決定

(献金勧誘及び物品販売行為の違法性)

3人の婦人に対する献金や人参濃縮液の販売行為が信者による不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計812万8000円を認容。

6 福岡地方裁判所平成11年12月16日判決（判例時報1717号128頁）

福岡高等裁判所平成13年3月29日判決

最高裁判所平成13年10月16日決定

(いわゆる靈感商法の手口による物品販売行為などの違法性)

2人の婦人に印鑑・大理石壺・多宝塔・釈迦塔・人参濃縮液を売りつけた行為が信者による不法行為であり、統一協会及び株式会社ハッピーワールドに使用者責任があるとした。提訴前の交渉で被害未回復であった計590万円を認容。

7 東京地方裁判所平成12年4月24日判決

東京高等裁判所平成12年10月30日判決

最高裁判所平成14年10月25日決定

(いわゆる靈感商法の手口による販売行為の違法性)

在京の未亡人に、多宝塔・人参液・釈迦塔（合計 9000 万円余）を売りつけた行為が信者による不法行為であるとして、統一協会に使用者責任があるとした。被害実額に約 70 % の遅延損害金が付加して認められている。

8 広島高等裁判所岡山支部平成 12 年 9 月 14 日判決（判例時報 1755 号 9  
3 頁）

最高裁判所平成 13 年 2 月 9 日決定

（伝道の手口と献金勧誘の手口の違法性）

元信者がビデオセンターを通した統一協会の詐欺的入信勧誘と献金の説得について組織的不法行為が認められるとして、献金 70 万円と修練会参加費相当額の損害及び 100 万円の慰謝料を命じた。元信者の請求を棄却した岡山地裁判決を、広島高裁岡山支部が破棄した逆転判決。

9 甲府地方裁判所平成 13 年 6 月 22 日判決

（借入させていた資金を交付させる手口の違法性）

統一協会信者が婦人に金融機関からの借入金を貸すよう頼み込んで返さない行為が不法行為だとして、5000 万円の支払いを統一協会に命令。高裁で原判決に即した和解が成立。

10 札幌地方裁判所平成 13 年 6 月 29 日判決（判例タイムズ 1121 号 202  
頁）

札幌高等裁判所平成 15 年 3 月 14 日判決

最高裁判所平成 15 年 10 月 10 日決定

（伝道の手口の違法性）

統一協会元信者 20 名に対する教団組織の勧誘・教化行為は、組織的・欺瞞的・強迫的であって勧誘される側の信仰の自由を侵害するおそれのある違法なものとした。合計 2000 万円余を認容した。詳細な事実認定に基づいて判断

を下した決定版的な判決。最高裁決定で確定。

1 1 大阪地方裁判所平成 13 年 11 月 30 日判決（判例タイムズ 1116 号 18  
0 頁）

（献金勧誘、物品販売行為の違法性）

関西地方の主婦ら 10 名の献金や人参液、印鑑等の多種類の金銭被害の訴えについて、その多くについて信者の行為に違法性があるとして統一協会の責任を認め、合計 1 億 5800 万円余の支払を命じた。平成 14 年 7 月、大阪高裁で 1 億 9800 万円を支払う内容の和解が成立。

1 2 東京地方裁判所平成 14 年 8 月 21 日判決

東京高等裁判所平成 15 年 8 月 28 日判決

最高裁判所平成 16 年 2 月 26 日決定

（伝道の手口、合同結婚式勧誘の違法性）

元信者 3 名が原告。ビデオセンターを窓口にした入教勧誘及びその後の詐欺・強迫的教え込みの手口と、その後合同結婚式に参加させて相手と結婚させたことなどの違法性を認め、統一協会の使用者責任を認めて慰謝料などとして合計 920 万円の支払いを命じた。最高裁決定で確定。

1 3 京都地方裁判所平成 14 年 10 月 25 日判決（判例タイムズ 1126 号 18  
6 頁）

（献金勧誘、物品販売行為の違法性）

主婦ら 15 名（その多くが元信者）の献金や物品代金名下の多項目の被害についての損害賠償請求のほとんどを認め、統一協会に合計 5373 万円余の支払いを命じた。大阪高等裁判所で平成 16 年 3 月 5 日、6000 万円の分割払いと和解成立。

1 4 (1) 新潟地方裁判所平成 14 年 10 月 28 日判決

東京高等裁判所平成 16 年 5 月 13 日判決

最高裁判所平成 16 年 11 月 12 日決定

(統一協会における伝道の手口の違法性)

元信者原告 51 名中第一グループ 7 名について、統一協会の伝道方法が違法で信教の自由を侵害され、献身者として過酷な生活を長期間強いられたという訴えを認め、統一協会に法人としての不法行為責任があるとして合計 1538 万 8000 円の支払いを命じた。

(2) 新潟地方裁判所平成 16 年 2 月 27 日判決

東京高等裁判所平成 18 年 1 月 31 日判決

最高裁判所平成 18 年 6 月 8 日決定

この裁判の元信者原告中第二グループの 9 名について、第一グループ同様の判断で統一協会の法的責任を認め、合計 2222 万 8632 円の支払いを命じた。

(3) 新潟地方裁判所平成 17 年 4 月 25 日判決

東京高等裁判所平成 18 年 10 月 31 日判決

最高裁判所平成 19 年 3 月 23 日決定

同じ裁判の元信者原告の残り 35 名の第三グループ全員について、その主張を認め、統一協会信者による一連の勧誘・教化行為の違法性を認め、統一協会に合計 8704 万 4147 円の支払いを命じた。

以上 51 名の原告に対し、合計 1 億 2466 万 779 円の支払いを命じた判決が最高裁で 3 度にわたって確認されたことになる。

1 5 大阪高裁平成 15 年 5 月 21 日判決

最高裁判所平成 15 年 10 月 10 日決定

(統一協会における伝道の手口の違法性)

元信者 3 名の、統一協会の伝道方法が違法で信仰の自由を侵害されたうえ、

統一協会の教義に盲従させ、過酷な労働を強いたという訴えが認められるとして、合計715万円の支払いを命じた。元信者の請求を棄却した神戸地裁判決を、大阪高裁が破棄した逆転判決。最高裁決定で高裁の判断が確定。

#### 16 大阪地方裁判所平成15年6月26日判決

(献金勧誘、物品販売行為の違法性)

難病の長男をかかえる主婦35歳の悩みにつけこんでビデオセンター入会金5万円、献金620万円、1200万円、壺160万円、多宝塔540万円の一部払81万円等の被害を被ったことについて、合計6371万円の支払いを命じた。大阪高等裁判所で、7963万7500円を支払う内容の和解成立。

#### 17 東京地方裁判所平成18年10月3日判決（判例タイムズ1259号271頁）

東京高等裁判所平成19年7月12日判決

最高裁判所平成20年2月22日決定

(献金勧誘及び物品販売行為の違法性)

夫が病死した婦人に対して、10年間以上にわたって統一協会信者らが再三献金等をさせてきたことについてその違法性を認め、統一協会に使用者責任があるとして、2億7620万円の支払いを命じた。

#### 18 東京地方裁判所平成19年5月29日判決（判例タイムズ1261号215頁）

(献金勧誘、物品販売行為の違法性)

75歳の壮婦が原告。統一協会の教義そのものが「先祖の悪行がその子孫の病気の原因であり、これを免れるための献金を要求するもの」であるとして、献金勧誘行為の違法性を認め、被告統一協会の使用者責任を肯定した。献金、及び統一協会の関連会社による商品代金、弁護士費用及び慰謝料の合

計金額として計4438万2763円を認容。

また、被告となった統一協会の関連会社について、統一協会の下部教会であることを認定し、同会社の責任を肯定した。

東京高等裁判所で、4901万3736円を支払う内容の和解成立。

19 東京地方裁判所平成20年1月15日判決（判例タイムズ1281号222頁）

東京高等裁判所平成20年9月10日判決

（献金勧誘及び物品販売行為の違法性）

かつて信者だった女性が夫を亡くした後に再度被告統一協会に関わり、2003年から2005年の間、五輪塔、天運石、聖本及び高麗人参濃縮茶等の代金や献金名下の被害を受けた。この原告女性は、被告統一協会の信者等によってなされた教義の説明や相談等によって発生し増幅した不安や恐怖が継続している状態にあるから、献金等の勧誘行為の違法性は一連の経緯を踏まえた判断をすべきであり、先祖の因縁とその因縁に苦しんでいる先祖の靈を助けることの必要性を説き、上記各物品を購入することや多額の献金をすることが必要であると信じ込ませ、被害女性の財産全部をむしり取るような形での高額な物品等を購入させたり献金を求めたりすることは、社会的に相当な範囲内の行為であるということはできないとして、金銭交付額が少額であったものを除いて、先祖解怨献金等の献金勧誘行為や五輪塔、天運石、聖本及び高麗人参濃縮茶の物品販売行為等の違法性を認定し、被告統一協会に2190万円の支払義務を認めた。

20 東京地方裁判所平成21年12月24日判決

東京高等裁判所平成22年8月4日判決

（献金勧誘及び物品販売行為の違法性）

1989年に正体を隠して統一協会に勧誘された東京都在住の女性（当時52歳）が原告。判決は、統一協会信者らが、原告に対し、マンションを売却して売却代金

を献金しなければ色情因縁を解消することができないなどと不安をあおってマンションを売却させた行為や、先祖因縁の恐怖を強調するなどして所有の株式を売却させて5300万円以上の献金をさせた事実などを認定し、いずれの行為も、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認め、統一協会の使用者責任を肯定した。

地裁判決の認容額は合計9567万4100円であったが、高裁判決はさらに詳細に被害事実を認定し、合計1億5131万0235円の支払を命じた。

## 2.1 福岡地方裁判所平成22年3月11日判決

福岡高等裁判所平成23年1月21日判決（確定）

（物品販売及び献金勧誘行為の違法性）

1987年自宅を訪れた女性信者から因縁トークで印鑑を購入した当時53才の未亡人が、その後の物品販売で約5,000万円を支払い、その後20年間に及ぶ信者生活の中で約7,000万円の献金をさせられたとして、合計約1億2000万円の賠償を求め2007年1月提訴。

一連の金員拠出の動機が、夫の若死が先祖因縁によるものと言われて信じ、何としてもこの因縁が子らに及ぶことを避けたいとの一念であったことを認定し、内約1億円の拠出について、教長や婦人部長らがこの不安を煽ったり、暗に害悪の告知をしたとしてその不法行為を認め、信徒会は統一協会と実質的に同一であること等により使用者責任も認め、統一協会に200万円の慰謝料、弁護士費用を含む合計1億1,000万円の支払を命じた。

高裁判決は、一审判決に385万円の献金について不法行為の追加容認をした。双方上告せず確定した。

※ 福岡地方裁判所平成5年10月7日判決（判例時報1483号102頁、  
判例タイムズ831号258頁）

福岡高等裁判所平成7年10月31日判決

最高裁判所平成 8 年 4 月 25 日判決

(合同結婚式参加者の婚姻無効)

統一協会の合同結婚式後に入籍した日本人信者男女の婚姻の無効を認めた。

婚姻意思の不存在を主張した元信者女性の主張を認容。同種の判決や家裁の審判例は全国ですでに 50 件を超える。

# 損 壊 一 覧 表

別 紙 ( 1/2 )

番号	損害の種類	日時	金額	関与者
1	印鑑セット代	1995(H7)年頃	80,000 円	訴外A 訴外B
2	弥勒像代	1996(H8)年頃	1,200,000 円	訴外Aら
3	イヤリング代	1996(H8)年頃	140,000 円	訴外A 被告Y1
4-1	清平渡航代	1997(H9)年頃	50,000 円	被告Y1
4-2	清平渡航代	1999(H11)年8月	50,000 円	被告Y1
4-3	清平渡航代	2000(H12)年2月	50,000 円	被告Y1
4-4	清平渡航代	2000(H12)年5月	50,000 円	被告Y1
4-5	清平渡航代	2000(H12)年10月	50,000 円	被告Y1
4-6	清平渡航代	2007(H19)年2月	50,000 円	被告Y1
4-7	清平渡航代	2009(H21)年8月	50,000 円	被告Y1
4-8	清平渡航代	2010(H22)年10月	50,000 円	被告Y1
5	高麗人参濃縮茶代	1997(H9)年8月	302,400 円	訴外B
6	精誠献金	1998(H10)年12月	1,600,000 円	被告Y1
7	祝福献金	1998(H10)年12月	1,400,000 円	被告Y1
8-1	聖本代(内金)	1999(H11)年9月	3,300,000 円	被告Y1 訴外D・訴外E・訴外F
8-2	聖本代(内金)	1999(H11)年10月7日	1,000,000 円	被告Y1
8-3	聖本代(内金)	1999(H11)年10月12日	5,000,000 円	被告Y1
8-4	聖本代(内金)	1999(H11)年10月12日	3,400,000 円	被告Y1
8-5	聖本代(内金)	2000(H12)年4月25日	300,000 円	被告Y1
8-6	聖本代(内金)	2000(H12)年5月8日	17,000,000 円	被告Y1
9-1	家系図代	1997(H9)年10月頃	1,018,500 円	被告Y1
9-2	家系図代	1999(H11)年11月	1,018,500 円	被告Y1
10	栄進追悼21勝利献金	1999(H11)年12月13日	2,100,000 円	訴外F
11-1	先祖解怨献金	1999(H11)年8月29日	2,100,000 円	被告Y1
11-2	先祖解怨献金	2000(H12)年2月15日	820,000 円	被告Y1
11-3	先祖解怨献金	2000(H12)年5月27日	60,000 円	被告Y1
11-4	先祖解怨献金	2010(H22)年10月31日	120,000 円	被告Y1
11-5	先祖祝福献金	2010(H22)年10月31日	100,000 円	被告Y1
12	天運石代	2000年(H12)年	2,500,000 円	被告Y1
13	総生畜献金	2000年(H12)年	2,000,000 円	被告Y1
14	善靈堂代	2000年(H12)年	1,800,000 円	被告Y1
15	氏族メシア献金	2001(H13)年～ 2005(H17)年3月	6,100,000 円	訴外F 被告Y1
16	靈肉祝福献金	2001(H13)年3月	1,400,000 円	被告Y1
17-1	絵画代	2001(H13)年6月16日	900,000 円	被告Y1
17-2	絵画代	2001(H13)年6月頃	1,700,000 円	被告Y1
17-3	絵画代	2001(H13)年6月頃	700,000 円	被告Y1
18-1	月例献金	2002(H14)年2月24日	10,000 円	被告Y1
18-2	月例献金	2002(H14)年3月10日	23,000 円	被告Y1

## 損 害 一 覧 表

別 紙 ( 2/2 )

番号	損害の種類	日時	金額	関与者
18-3	月例献金	2002(H14)年5月7日	34,000 円	被告Y1
18-4	月例献金	2002(H14)年5月26日	15,000 円	被告Y1
18-5	月例献金	2008(H20)年10月	20,000 円	被告Y1
18-6	月例献金	2008(H20)年11月	20,000 円	被告Y1
18-7	月例献金	2009(H21)年5月	20,000 円	被告Y1
18-8	月例献金	2009(H21)年9月	20,000 円	被告Y1
18-9	月例献金	2010(H22)年1月	20,000 円	被告Y1
18-10	月例献金	2010(H22)年6月	20,000 円	被告Y1
18-11	月例献金	2011(H23)年5月	20,000 円	被告Y1
18-12	月例献金	2011(H23)年7月	20,000 円	被告Y1
18-13	月例献金	2011(H23)年12月	20,000 円	被告Y1
18-14	月例献金	2012(H24)年3月	20,000 円	被告Y1
18-15	月例献金	2012(H24)年6月	20,000 円	被告Y1
18-16	月例献金	2013(H25)年3月	20,000 円	被告Y1
19-1	侍義献金	2002(H14)年2月25日	3,000 円	被告Y1
19-2	侍義献金	2002(H14)年3月10日	3,000 円	被告Y1
19-3	侍義献金	2002(H14)年5月7日	6,000 円	被告Y1
19-4	侍義献金	2002(H14)年5月26日	3,000 円	被告Y1
20	各種定例行事献金	2002(H14)年1月～5月	26,000 円	被告Y1
21	妹のための献金	2002(H14)年9月	400,000 円	訴外G
22	再祝福献金	2003(H15)年1月	270,000 円	被告Y1
23	天聖経代	2003(H15)年7月	4,300,000 円	被告Y1
24	汝矣島聖地摂理献金	2004(H16)年	1,400,000 円	被告Y1
25	高麗人參濃縮茶及び ミネリア(還元水)代	2004(H16)年4月29日	1,843,500 円	訴外B
26	ネックレス代	2004(H16)年8月15日	530,000 円	被告Y1
27	家庭公臣献金	2006(H18)年	2,100,000 円	被告Y1
28-1	2冊目の天聖経代	2010(H22)年～ 2011(H23)年	4,300,000 円	訴外Hら
28-2	八大教本(天福函)代 (*3冊目の天聖経含む)	2011(H23)年～ 2012(H24)年	4,800,000 円	訴外Hら
29	献金	2010(H22)年	880,000 円	被告Y1ら
30-1	真の家庭運動推進協 議会の入会金、月会 費、冊子代	2011(H23)年6月	4,500 円	被告Y1
30-2	真の家庭運動推進協 議会の入会金、月会 費、冊子代	2011(H23)年7月～ 2013(H25)年1月	66,500 円	被告Y1
31	圓母平愛献金	2011(H23)年9月8日	1,200,000 円	被告Y2
32	献金	2011(H23)年	60,000 円	訴外I
33	献金	2012(H24)年	70,000 円	訴外Iら
34	高麗人參濃縮茶代	2012(H24)年12月23日	42,000 円	B
35	特別解怨献金	2013(H25)年6月	10,000 円	被告Y2